



安心ネットワーク(緊急連絡票)の配備を進めています。

【目的】 地域において緊急事態が発生した場合、その方のご家族やご親族等に一早く連絡をとる必要があります。そのような時、連絡先がわからず大変困った事があったことから、緊急時に素早く対応ができるよう“安心ネットワーク”(緊急連絡票)の配備を進めています。

【対象】 ・65才以上の一人暮らし高齢者の方及び、高齢者夫婦世帯
・昼間一人で過ごしておられる方や、障がいをお持ちの方など地域で検討し必要と思われる方(必要であれば年齢の制限はありません)

【表】

安心ネットワーク
緊急時は裏面を剪

私の住所 熊本県阿蘇郡西原村大字
電話番号

連絡先	名 前	電話番号
西原村役場		279-3111
担当民生児童委員		

救 急 火 災 119 警 察 110

西原村社会福祉協議会(のぎく) 096-279-4141
このカードは社会福祉協議会や、共同募金配分金の一部を使用して配備しています

【裏】

氏 名	()	氏 名	()
生年月日	大・短 年 月 日	生年月日	短・大・短 年 月 日
かかりつけ 病院	診療名	電話番号	かかりつけ 病院

わたしの緊急時にはここに連絡をして下さい!!

緊急連絡先	氏名	あなたとの関係()
	電話	自宅・職場
緊急連絡先	氏名	あなたとの関係()
	電話	自宅・職場
緊急連絡先	氏名	あなたとの関係()
	電話	自宅・職場

もしもの時は
冷蔵庫を見よ!!

マグネット式で冷蔵庫に貼ることが出来ます。また、プライバシーに関する情報は裏面に記入でき、もしも、緊急事態が発生した場合は、直ちに連絡を取ることができます。

★安心ネットワーク(緊急連絡票)を希望される方は、各地区の民生児童委員さん、又は社会福祉協議会までお尋ねください。

ご利用
ください!

のぎくふれあい相談センター

〔4月～6月・開催日のお知らせ〕

少子高齢化や単身世帯の増加による影響で、地域や家族とのつながりが希薄化してきています。そのような中、悩みを誰にも言えず孤立してしまう人が増えているのが現状です。

「どこに相談すればよいのかわからない」「どうすれば解決するのかかわからない」といった様々な困りごと不安について、適切な支援につながるよう「のぎくふれあい相談センター(総合相談)」を開設しています。

・相談日については、月初めに開催日と相談内容を防災無線でお知らせします。また、詳細については、4月初旬に配布予定の「令和5年度予定表」(各戸配布チラシ)をご確認いただくか、又は、社会福祉協議会にお問い合わせください。

・「法律相談」と「不動産相談」は、予約制ですので事前に電話等で確認をお願いします。

＜相談時間 午前9時～12時まで＞

相談無料

秘密厳守

電話相談も受け付けます
相談専用 279-4140
FAX 279-4388
電話 279-4141

個々の障がいや情報が伝わりにくい方もあり、村の防災無線を通じて利用される方が多数です。ご理解をよろしくお願いします。

相談種別	4月	5月	6月
法律相談(予約制)	5日(水)	10日(水)	7日(水)
行政相談	13日(木)		8日(木)
人権相談		18日(木)	
不動産相談(予約制)	20日(木)		
障がい者相談			14日(水)
心配ごと相談	27日(木)	25日(木)	29日(木)
介護・生活困窮一般相談	月曜日～土曜日(午前8時30分～午後5時まで)		

お 礼

(敬称略)

香典返し

次の方々より故人のご供養のため社会福祉協議会に多額のご寄付をいただきました。故人のご冥福をお祈りしますと共に心からお悔やみ申し上げます。

嘱託名	故人氏名	遺族氏名
下あげ	稲崎 トミ子	稲崎 英一
小森西	久保田 安博	久保田 昌人
上あげ	松浦 キヌ子	松浦 哲也

この尊い浄財は、ご寄附いただきました各位の趣意に添うべく、社会福祉のために有効に使用させていただきます。ありがとうございました。

尚、個人情報保護の観点から個人寄付金額の公表は控えさせていただきます。

〔2月16日受付け分まで掲載〕

令和5年度ボランティア保険のご案内

～ボランティア活動や地域福祉活動中の万が一の事故に備えましょう～
保険は単年度ごとの加入が必要です。



ボランティア活動保険

【対 象】 無償で活動するボランティアの方々を対象にケガや損害賠償を補償します。

【補償期間】 令和5年4月1日～令和6年3月31日

(4月1日以降加入の場合はその翌日から適用) ※保険料は社協の窓口で支払い

【加入プラン】

	基本プラン	天災地震補償プラン	特定感染症重点プラン
保険料(年間)	350円	500円	550円
特定感染症	補償開始から10日以内は対象外※		初日から補償
地震・噴火・津波によるケガ	×	○	○

※前年度からの継続で4月1日付加入の場合は初日から補償

★補償期間は、令和5年3月31日までに加入手続きが完了した場合は、令和5年4月1日午前0時から令和6年3月31日午後12時までです。4月1日以降の加入については、加入申込み手続きの完了した日の翌日午前0時から令和6年3月31日午後12時までとなります。

ボランティア行事用保険

【対 象】 社協の構成員や会員であるボランティア団体・グループなどが主催し地域活動やボランティア活動の一環として行う各種行事において参加者のケガや主催者の損害賠償を補償します。

【加入手続き】 行事実施日の前日まで。※保険料は郵便局で支払い(振込手数料がかかります)

【加入プラン】

	Aプラン	Bプラン	Cプラン
対象行事	日帰り行事 (A1～A3の区分あり)	宿泊を伴う行事 (行事の種類不問)	日帰り行事「A1行事」 (開催場所制限あり)
保険料 (1日1名あたり)	A1: 28円 A2: 126円 A3: 248円	241円～ 宿泊数により異なる	28円
最低保険料	各区分20名分の金額 (加入人数の制限なし)	なし	560円
参加者名簿の提出	必須(氏名・住所・電話番号)		不要
往復途上の補償	あり		なし

★補償内容や申し込みなど、詳細については、西原村社会福祉協議会(西原村地域福祉センター内)までお問合せ下さい。☎096-279-4141

一緒に働いてみませんか?

西原村社会福祉協議会臨時職員募集のお知らせ!

西原村社会福祉協議会(通所介護事業所)では、下記のように臨時職員を募集しています。

- ①募集職種及び募集人員: 看護師又は准看護師 若干名
- ②応募資格: 看護師又は准看護師の資格を有する方。※経験不問。※経験者優遇
- ③応募方法: 履歴書(写真添付)及び資格証明書(写し)を西原村社会福祉協議会(地域福祉センターのぎく荘)まで提出してください。(持参又は郵送可)
- ④応募期間: 随時受け付けます。 ※勤務内容、給与、休日、待遇など、詳細については下記までお問い合わせください。

西原村社会福祉協議会(担当:藤吉) ☎861-2402 西原村小森572 ☎096-279-4141